

組合員資格確認のお願い

当 J A 定款規定により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届けてもらうことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当 J A 支店窓口へお申し出いただきますようお願い致します。

【当組合の組合員資格】

1. 正組合員資格

- (1) 5 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 1 年のうち 60 日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

2. 准組合員資格

- (1) この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- (2) この組合から事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- (3) この組合から事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

※当組合の地区は、京都市伏見区、北区、右京区（京北地域を除く。）、左京区、南区及び西京区並びに向日市、長岡京市及び大山崎町です。

なお、現在の組合員資格については「平成 28 年度 出資配当金お支払のご案内」の宛名面に記載されている組合員資格でご確認ください。